

令和7年度 放課後児童健全育成事業

ふれあいクラブ入所のご案内



令和7年度4月入所 申込受付スケジュール

〈受付期間〉 令和6年12月2日(月)～12月13日(金)

※土・日を除く

〈受付場所〉 小野市市民福祉部子育て支援課 (小野市役所本庁舎2階)

※ 受付期間終了後も、定員に空きがあれば受付をしますが、期間内の申込分を最優先します。

お問い合わせ先

小野市市民福祉部子育て支援課保育係

0794-63-1000(内線612)

1. ふれあいクラブとは

小野市内の8小学校で実施している、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の総称です。両親や祖父母が働いているため、放課後に家庭での保育が受けられない児童を対象に、小学校の空き教室などを活用し、安心して過ごせる場づくりをしています。また、異学年での集団生活や遊びを通して、自主性や社会性を育むことを目指しています。尚、令和2年度から小野市が委託する業者が、市や地域と連携を図りながら運営しております。

小学校名	クラブ名	小学校名	クラブ名
小野東小学校	すくすくクラブ	河合小学校	わくわくクラブ
市場小学校	にこにこクラブ	下東条小学校	なかよしクラブ
小野小学校	のびのびクラブ	大部小学校	きらきらクラブ
中番小学校	すきっぷクラブ	来住小学校	ほのぼのクラブ

随時見学
OK



2. 対象児童

小野市内の小学校に通う、集団生活が可能な小学生(4年生以上については、ひとり親家庭または障がいなどのため配慮の必要な児童)で、以下のいずれかに当てはまる場合。

- ① 両親や祖父母など、同じ敷地内に住む65歳未満の家族全員が、仕事などのため放課後に児童を保育することができない
- ② 児童の母が、産前産後2か月以内(産前産後8週)
産前8週の属する月から産後8週の属する月まで、最大5か月間の利用が可能です。
産前8週の属する月が来年4月となる方は今回申し込んでください。
例:6月15日出産の場合、4月1日から8月31日まで



「求職活動中」「休職中」「育児休業中」は対象となりません。

- 育児休業中の場合は、復帰日の属する月の前月1日～20日の間に申込をしてください。(年度途中の場合は、希望のクラブに空きがない場合があります。事前に空き状況をお問い合わせください。)
- アレルギーや障がいのある児童や、生活支援の必要な児童は、必ず申込前にご相談ください。必要に応じて、面談や相談機関への照会をさせていただきます。また、ふれあいクラブでの受入が難しい場合は、タイムケアや放課後等デイサービスをご紹介します。
- 利用の対象外(保護者の求職活動や育児休業など)になった場合は、年度の途中であっても入所決定を取り消します。

3. 開所日と時間

		7:30	8:00	授業終了	18:00	19:00
学期中	月～金			←→	←→	
	振替休日		←→	←→	←→	
長期休業期間	月～金	←→	←→	←→	←→	
通年	第2・4土		←→	←→	←→	

早朝保育

延長保育

- 通常の保育時間は、授業終了後(振替休日や長期休業期間は8時)から18時までです。
- 早朝保育や延長保育の利用には、「早朝・延長利用届」提出が必要です。
- 第2・4土曜日の利用には、「土曜日利用届」の提出が必要です。
また、「おのっこクラブ(神戸電鉄小野駅ビル3階)」での保育となります。
- 以下の日はお休みです。

・4月1日(準備日) ・お盆(学校閉庁期間) ・年末年始(12月29日～翌年の1月3日)
 ・第1・3・5土曜日、日曜日、祝日(第2・4土曜日の場合は開所します)
 ・感染症による学校閉鎖日 ・警報発令等による学校臨時休校日 ・市長が必要と認めた日

4. 利用料



市とクラブ、それぞれに口座登録が必要です！

種類	金額	お支払日	お支払方法
基本利用料	月額 6,500 円 (8月は 12,000 円)	利用の当月末 (金融機関が休業日の場合は翌営業日)	口座振替 (市が徴収) ※みなと銀行・ 兵庫みらい農業 協同組合のみ
延長保育利用料	月額 2,000 円		
早朝保育利用料	夏休 1,200 円 冬休 300円 春休3月 200円 春休4月 200円		
土曜日保育利用料	日額 1,000 円	利用の翌月末(金融機関が休業日の場合は翌営業日)	
おやつ代・雑費	月額 1,500 円 (土曜日は日額 60 円)	平日分:別途連絡します 土曜分:利用当日に徴収します	口座振替 (クラブの運営事業所が徴収)

※令和7年度より、上記のとおり利用料が改正となる予定です。



利用料、おやつ代・雑費を3か月分以上滞納された場合は、入所決定を取り消します。



延長利用の申し込みをされていない児童のお迎えが2回以上遅れた場合は、翌月より延長利用料金が発生します。お迎えの時間に遅れないようにご注意ください。

- 利用料の日割りはありません。
- 残高不足等で引落ができなかった場合は、後日納付書をお送りします(市が徴収する分のみ対応)。納付書記載の期日までに必ずお支払いください。
- 生活保護世帯や市民税非課税世帯を対象に、利用料の減免制度があります。生活保護世帯は令和7年3月末までに、市民税非課税世帯については、令和7年5月末までに、子育て支援課窓口(市役所2階)にて、申請してください。6月以降の申請については原則、翌月からの減免適用となります。

5. 申込について

受付期間	令和6年12月2日(月)～12月13日(金) ※土・日・祝日を除く
受付場所	小野市市民福祉部子育て支援課 (小野市役所本庁舎2階)



必要な書類が全て揃っている状態で受付をします。書類不備による利用不許可を防ぐため、郵送や電子メールでの受付はできません。



受付期間終了後に、申込クラブを変更することはできません。転校や引っ越しの予定がある場合は、必ず転入先のクラブ名で申込をしてください。

- 受付期間終了後も、定員に空きがあれば受付をしますが、いかなる理由があっても期間内の申込分を最優先します。
- 申請書類は子育て支援課と各クラブにあります。また、小野市のホームページからダウンロードすることも可能です。
(口座振替依頼書を除く)

緊急連絡先は必ず日中に連絡のつく電話番号を3箇所記入してください☎

6. 必要な書類



【★全員ご提出ください】

- ①利用申込書兼家庭調査書
- ②在籍児童個票
- ③入所要件の証明書



祖父母などと世帯を分離していても、同居(同じ住所など)しており、かつ65歳未満の場合は祖父母などの証明書も必要です。

入所が必要な理由	証明書の種類	
就労 (会社員やパート)	「就労証明書」勤務先で事業主などが記入してください。 ※ 掛け持ちをしている方は、その分もご提出ください。	
就労 (自営業や農業)	「就労証明書」勤務先で事業主などが記入してください。 <u>確定申告の写し、通帳の写し等収入状況のわかる書類</u> ※ 掛け持ちをしている方は、その分もご提出ください。	
妊娠・出産	母子手帳の写し(母の氏名、分娩予定日の分かるもの)	
同居病人の看護・介護	診断書や手帳(有効期間内のもの)の写し	同居病人の看護等状況調査票
就学	在学証明書など	時間割
疾病・障がい	診断書や手帳(有効期間内のもの)の写し	



【初めて申込をする児童分のみご提出ください】

- ④ 口座振替依頼書(利用料)

【利用希望者のみご提出ください】

- ⑤ 早朝・延長利用届 (早朝:夏休み、冬休み 7:30~8:00/延長:通年 18:00~19:00)
- ⑥ 土曜日利用届 (第2・4土曜、おのっこクラブでの預かり)

【小野市外から転入予定の方はご提出ください】

- ⑦ 転入先の住所が分かる書類(土地や物件の契約書の写しなど)

【障がいのある児童や療育を受けている児童のみご提出ください】

- ⑧ 障害者手帳や療育手帳の写し

7. 入所決定のお知らせについて

入所の可否については、令和7年2月上旬頃に郵送で通知する予定です。

申込者数が各クラブの定員を超えた場合は、申込期限までに書類を全て提出された方を対象に、児童の学年や保護者の就労状況などにより審査を行い、優先度の高い児童から入所を決定します。ご理解をいただきますようお願いいたします。

定員超過のため待機となった児童には、途中月退所等により空きがでましたら、順次入所案内のご連絡をさせていただきます。また、長期休業期間に限り、空きがある自校や他校のクラブを利用できる場合があります。夏休み利用については、6月頃に利用意向をお尋ねするアンケートを郵送します。



小野市が委託するふれあいクラブの他に、神戸電鉄株式会社が運営する「おのっこクラブ」があります。

申込書類配付は1月下旬頃から、受付は2月頃の予定です

入所決定後に、やむを得ず入所を辞退される場合は、2月末までに子育て支援課まで必ずご連絡ください。辞退届の提出が必要となります。
期日を過ぎてからの辞退は、事務処理の都合上お受けできない場合がございます。
1カ月分の料金が発生する場合がありますので、予めご了承ください。

8. 利用のルール(抜粋)

- 必ず保護者がクラブの前まで送迎を行ってください。保護者による送迎が難しいときは、代理の方(18歳以上・高校生不可)や、「おの育児ファミリーサポートセンター」(要事前登録:0794-63-3611)でご対応ください。
- クラブをお休みするときは、必ず学校とクラブの両方に連絡を入れてください。保護者からの連絡がなく欠席されると、お子様の所在が確認できなくなることがあり、大変危険です。
- 車で送迎される場合は、必ず所定の駐車場に車をとめてください。
- 給食のない日(土曜日や長期休業期間など)はお弁当と水筒が必要です。
- 児童の体調が悪いときや、クラブでケガをされたときは、保護者の緊急連絡先に電話し、お迎えに来ていただく場合があります。

- 感染の拡大を防ぐため、新型コロナウイルス・インフルエンザなどの病気にかかっている期間は、クラブはご利用いただけません。
- クラブで事故やけがをされた場合は、加入している傷害保険から保険金（見舞金程度）が支払われる場合がありますが、その責は負いません。
- いたずらなどで、学校やクラブの備品を破損された場合は、弁償していただくことがあります。賠償保険への加入は、各ご家庭でお願いいたします。
- 支援員の指示に従わず集団生活に支障がある場合や、利用時間の超過、無断欠席などが頻繁にある場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- 振替休日・長期休業期間の際の登所は 10:00 までにお願いします。出欠確認や保育スケジュールの都合上、午後からの登所は原則としてできません。



9. Q&A



令和7年度に新1年生になります。入学式の前から利用したいのですが。



4月2日からご利用可能です。（4月2日が土日の場合はその次の平日からになります。）しかしながら、お子様にとって新しい環境ですので、入学式後の利用開始が望ましいかと思えます。入学式後からの利用を希望される場合は、事前にクラブへご連絡ください。



一斉申込の受付期間を過ぎてしまいましたが、申込をしたいです。



空きがあるクラブは随時受付をしますので、子育て支援課に空き状況をご確認のうえ、申し込んでください。申し込みが定員に達したクラブについては、申込書類を受理することができません。代わりにおのっこクラブへの申込をおすすめしていますが、どうしても自校のクラブの利用をご希望であれば、子育て支援課保育係にお越しいただき、児童氏名と保護者連絡先をお伝えください。空きが出た時点で、ご連絡をさせていただきます。なお、夏休みなど長期休業期間については、別途申込が必要です。



宿題はみてもらえますか。

➡ 各クラブでは毎日30分程度、宿題をする時間は設けていますが、支援員が学習指導をすることはできません。事前に各ご家庭で宿題についてのルールを決めていただき、宿題の点検はおうちで行ってください。



休所はできますか。

➡ 1か月お休みすることは可能です。しかし、継続して2か月以上の休所はできません。休所希望月の前月20日迄に「休所届」の提出が必要になります。



長期休業期間だけ利用したいのですが。

➡ クラブに空きがあれば、夏休みや冬休みのみの利用をしていただくことも可能です。夏休みは6月頃、冬休みは11月下旬～12月上旬頃に受付をしています。事前にお電話やホームページで空き状況や締切を確認のうえ、申込をしてください。なお、春休みのみの利用は、年度をまたぐため受付できません。(3月と4月の2か月分の申込で対応していただくことは可能です。)



警報が出た時はどうなりますか。

➡ 小野市に警報が発令されている場合は、その日のクラブはお休みになります。警報が発令された時点でクラブに児童が来ている場合、又は学校が一斉下校となった場合は、保護者の緊急連絡先に電話しますので、早急にお迎えをお願いします。なお、途中で警報が解除されても、クラブは開所しませんのでご了承ください。

※ 警報の発令に係わらず、学校が臨時休業を決定した場合はクラブもお休みです。



市と委託業者の役割はどうなっていますか。

➡ 委託業者が、現場の運営を行い、利用料のうちおやつ代・雑費を徴収させていただきます。市は、クラブの入所・退所の決定と利用料(おやつ代・雑費を除く)の徴収、及び現場運営の監督をします。

10. お問い合わせ先

小野市市民福祉部子育て支援課保育係

0794-63-1000(内線 612)



実施場所	神戸電鉄小野駅ビル 3 階
開所日と時間	【学期中】 授業終了後～19 時 【振替休日、長期休業期間、第 2・4 土曜日】 8 時～19 時
利用料	月額 9,000 円(おやつ代 1,500 円を含む) ※ 8月は 15,500 円(おやつ代 1,500 円を含む) ※ 第2・4土曜日は、日額 1,060 円(おやつ代 60 円を含む)がかかります。
登所について	小野小からは徒歩、小野東小・市場小・大部小からはお迎えのバスがあります。
申込・お問い合わせ	神戸電鉄ライフサポート事業本部 078-576-8725

おのっこクラブについては、令和8年3月末をもって閉所するため、ご利用は令和7年度の1年間のみとなります。